

# みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動 展開中

～ ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害 ～

運動期間：平成24年12月1日～平成27年3月31日



復旧・復興工事ゼロ災運動実施中



平成23年3月11日発生した東日本大震災は、当署管内の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。

震災から1年半余が経過し、管内では復旧・復興工事や、災害廃棄物の処理業務が盛んに行われておりますが、工事量の増大を背景に建設現場での労働災害が増加しています。また、今後、港湾関係の工事や道路工事、新たな宅地の造成や災害公営住宅の建設等が本格化する中、建設現場での災害の増加が懸念されるところです。

このような状況を踏まえ、宮城労働局では、今般、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を主唱し、復旧・復興工事での労働災害防止に向けた気運を高めるとともに、建設事業者・労働者の方々を始め、関係業界団体・発注者・関係行政機関と歩調を合わせた安全衛生活動への取組を強力に推進することとしておりますが、当署においても独自の実施要綱を定め、標記ゼロ災運動を展開していくこととしています。



石巻労働基準監督署

# みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動(石巻署版)実施要綱(抜粋)

## I. 安全意識高揚の取組

### 1. 「安全宣言」活動

- ア 建設企業トップ等は「安全宣言」を行い、現場内に宣言内容の掲示を行う。
- イ 各現場においては、上記アの「安全宣言」を現場内に掲示するとともに、現場責任者が現場独自の安全宣言を行い、各現場における安全意識高揚を図る。

### 2. ゼロ災運動用安全旗の掲揚

各現場においては右記の「ゼロ災運動用安全旗」を掲揚し、ゼロ災運動の実施について、現場内外にアピールを行う。



## II. 現場における災害防止重点対策事項

### 1. 共通事項（基本的な安全管理体制の徹底）

- ア 元方事業者による作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング、作業場所の巡視、KY活動やリスクアセスメントの確実な実施を通じた危険の排除
- イ 雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育の実施
- ウ 作業主任者及び作業指揮者の選任及び職務励行

### 2. 土木工事

#### ア 建設重機・移動式クレーンの安全対策

- ① 重機の位置や走行経路、下記②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知
- ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
- ③ 敷鉄板の敷設や路肩からの幅員確保等、確実な転倒防止対策の実施

注：モーメントリミッター（過負荷防止装置）を解除して作業を行うことによる移動式クレーンの転倒災害が発生しておりますので留意してください。

#### イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

- ① 荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底。現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底
- ② トラックの荷台からの墜落・転落災害を防止するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底

#### ウ 土砂崩落防止に向けた安全対策

地山の掘削作業を行う際の、作業箇所や地山の調査の実施、日々の作業開始の点検の励行  
上下水道工事等における溝掘削工事における土止め先行工法の採用

#### エ 墜落・転落防止に向けた安全対策

高所（開口部、作業床等）からの墜落・転落災害を防止するための適正な足場、囲い、手すり、覆い等の設置。「(法令上の措置に加えて実施すべき)より安全な足場」の設置の推進

### 3. 木造家屋建築・改修工事

#### ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

- ① 足場先行工法に関するガイドラインに基づく施工の促進
- ② 平成21年6月の改正安全衛生規則に基づく足場（中さん・下さん等）の設置
- ③ 建屋内部開口部からの墜落・転落防止措置  
（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）
- ④ 脚立・移動式はしご等の安全な使用方法の徹底

#### イ 木材加工用機械による災害防止対策

- ① 携帯用丸のこやかんな盤の歯への接触による労働災害を防止するための接触予防措置等の確実な使用
- ② 木材や歯の反ばつによる災害を防止するための安全な作業方法の徹底



### 4. 鉄筋・鉄骨コンクリート建築・改修工事

#### ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

- ① 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（24年2月）に基づく、「手すり先行工法」や「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な措置」の採用、足場の組立・解体時等の作業手順の作成や安全帯の使用の徹底などの実施
- ② 駆体（鉄骨等）上の作業で作業床を設けることが困難な場合における親綱・安全帯の使用の徹底

#### イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

- ① 荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底
- ② 現場の作業状況に応じた危険を排除するためのリスクアセスメント・KY活動の徹底
- ③ トラックの荷台からの墜落防災害を防止するためのリスクアセスメント・KY活動の徹底

### 5. 建築物等の解体工事

#### ア 解体用重機（ニブラ・グラップル）の安全対策

- ① 重機の位置や走行経路、下記②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知
- ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
- ③ 敷鉄板の敷設や路肩からの幅員確保等、確実な転倒防止対策の実施

#### イ 墜落・転落防止に向けた安全対策

建築物の屋根、開口部等からの墜落・転落防止措置  
（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）

#### ウ 石綿ばく露防止対策

- ① 工事着手前の確実な事前調査の実施
- ② 防じんマスク（電動ファン付きマスク・フィルター交換式マスク）の着用
- ③ 散水・薬剤散布等による湿潤化対策



# 建設業における労働災害防止

## 1. 宮城県内における建設業の労働災害発生状況

### 全体の状況

- 建設業の労働災害は、震災以降大幅に増加している。
- 11月末現在で比較すると、22年が248人、23年が349人、24年が452人となっており、震災前の22年と比べると24年は82%増となっている。
- 本年1月以降、毎月40人強のペースで災害が発生している計算であり、復旧・復興工事が数多く着工している仙台署・石巻署管内の多発傾向が認められる。

### 工事別の状況

木造家屋建築工事業と土木工事業の労働災害が特に増加

#### ① 木造家屋建築工事業

- 発生件数は170人と工事種別の中で最も多い。11月末で建設業全体（452人）の38%を占めている。前年比較での増加幅は、42%と工事種別の中で最も大きい。
- 新築工事の災害が高止まりとなっており、死亡災害等の重篤災害が多発している。復興住宅等の着工本格化に伴い、労働災害は更に増加することが懸念される。

#### ② 土木工事業

- 発生件数が129人と木造家屋建築工事に次いで多く、11月末で建設業全体の29%を占めている。前年比較での増加幅は、39%と大きい。
- 工事内容別では、道路新設・復旧工事、上下水道管等の設置・改良工事で、災害が多発している傾向が認められる。
- 沿岸部を中心に、道路復旧・河川堤防・漁港護岸等の工事が一斉に発注されており、労働災害は今後更に増加することが懸念される。

#### ③ 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業

- 発生件数は61人。11月末で建設業全体の14%を占めている。前年比較での増加幅は、3%となっている。発生地域は現状仙台署管内に集中している。
- 今後石巻署管内でも、事業場再開等に伴い大規模な建築工事の着工が増えることも考えられ、注意を要する。

## 2. 労働災害の傾向

### ① 木造家屋建築工事業

- 新築工事では「梁・桁」「足場」からの墜落・転落、改修工事では「屋根」からの墜落・転落が、突出して多発している。
- 木建工事での墜落・転落は、死亡や脊椎骨折等重篤な結果を伴うものが多い。（24年1月以降の重篤災害のうち半数は木建工事での墜落・転落によるもの）。さらに、木材加工用丸のこによる切れ・こすれも、災害の約2割を占めており、看過できない。

### ② 土木工事業

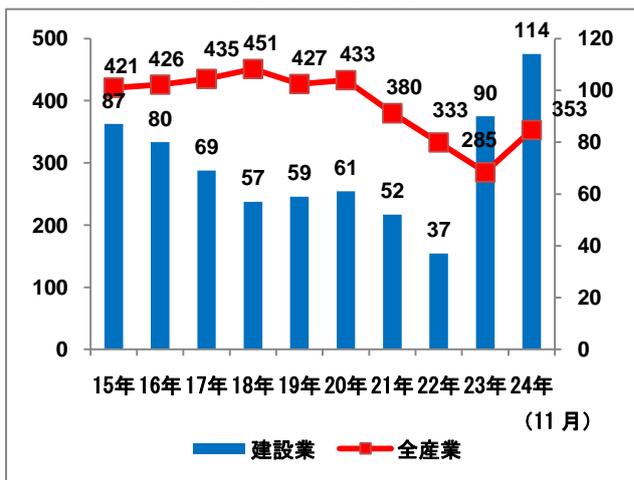
- 「墜落・転落」が最も多く、2番目に「はさまれ・巻き込まれ」、3番目に「激突」、4番目に「飛来・落下」「転倒」「交通事故」が並んでいる。
- 「墜落・転落」は、トラック荷台から最も多い。そのほか法面・掘削した地山から、コンクリート擁壁・タラップ（階段）・排水路から等多様な傾向が認められる。

- 「はさまれ・巻き込まれ」、「激突」、「飛来・落下」は、バックフォーやダンプなど重機との接触・激突が多発しており、クレーン吊り上げ作業中の荷への激突やはさまれ、荷の積卸し作業中の荷と荷の間、荷とトラックあおりとの間へのはさまれ、コンクリートブレーカーによる災害も多く発生しており、これらの中には、死亡・脊損等の重篤な災害となっているものもある。
- 平成 24 年 10 月には下水道配管工事で土砂が崩壊し、掘削溝（高さ 1.3m、幅 1.0m）の中にいた労働者が脊髄を損傷する災害が発生している。「土砂崩壊」は（発生件数こそ少ないものの）規模の小さな崩落でも極めて重篤な災害に直結する点に留意する必要がある。

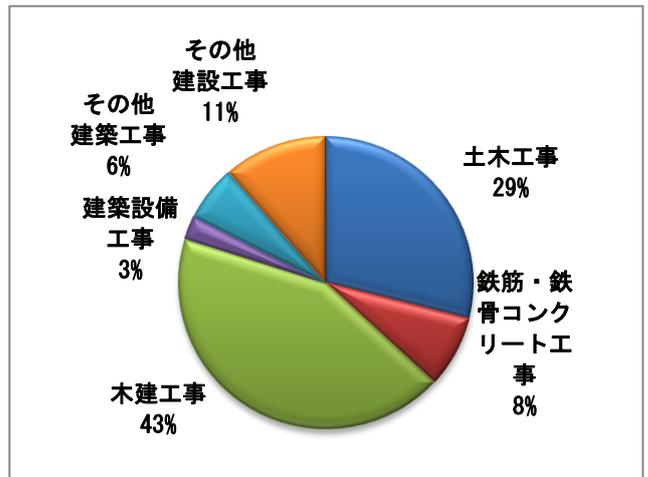
### 3. 石巻労働基準監督署管内の労働災害発生状況

- 管内の労働災害件数は、平成 22 年までは、減少傾向で推移したが、東日本大震災を契機に増加に転じている。
- 特に建設業の労働災害件数の増加は著しく、昨年は一昨年の件数を大きく上回った。本年はさらに増加しており、11 月末での受付件数で既に昨年全体分である 90 件を 24 件も上回る 114 件となっている。
- 工事別では、木造家屋建築業が建設業全体の 43%、土木工事業が 29%と割合が高く、増加割合も木造家屋建築業、土木工事業の順となっている。

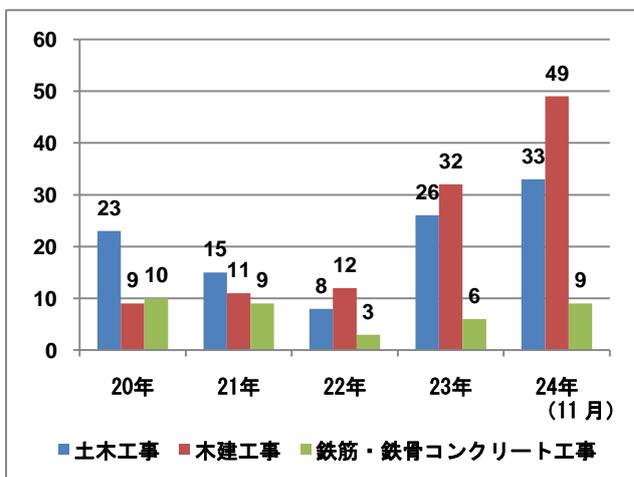
【労働災害の推移】



【工種別の発生割合】平成 24 年 11 月末現在



【工種別災害発生状況】



【工種別災害発生状況】震災前との比較

	22年	23年	24年	倍率
土木工事	8	26	33	4.1 倍
木建工事	12	32	49	4.1 倍
鉄筋鉄骨コンクリート工事	3	6	9	3.0 倍

※24年の件数は11月末現在



#### 4. 石巻労働基準監督署の工事現場に対する指導結果（平成24年4月～9月末）

##### ① 工事別の指導状況

	監督指導件数	安全衛生法 違反等件数	違反率
がれき関係（仮置き場等）	33	22	72.2%
建築物解体（建物解体等）	102	66	64.7%
復旧・復興（建物修復・新築等）	128	98	76.6%
計	263	188	71.6%

##### ② がれき関係（仮置き場等）工事の主な違反等の内容

内 容	件 数	違反率
防じんマスク関係	11	33.3%
建設機械等の作業計画	9	27.3%
作業半径内立入禁止	5	15.2%
墜落防止措置	5	15.2%

##### ③ 建築物解体（建物解体等）工事の主な違反等の内容

内 容	件 数	違反率
建設機械等の作業計画	48	47.1%
防じんマスク関係	31	30.4%
作業半径内立入禁止	21	20.6%
石綿関係	21	20.6%

##### ④ 復旧・復興（建物修復・新築等）工事の主な違反等の内容

内 容	件 数	違反率
足場関係	27	21.1%
墜落防止措置	27	21.1%
建設機械等の作業計画	22	17.2%
作業半径内立入禁止	17	13.3%

#### 5. 建設業における総合的労働災害防止対策（事業主が講ずべき措置）

- 工事の計画段階におけるリスクアセスメントの実施等、適正な安全衛生の確保
- 安全衛生管理体制の整備等  
（元方事業者による建設現場安全管理指針による管理）
- 工事用機械設備に係る安全性の確保
- 適正な方法による作業の実施
- 安全衛生教育等の推進
- 労働衛生対策の徹底  
（労働衛生管理体制の整備と石綿ばく露防止対策）
- 建設業附属寄宿舍、出稼労働者の労働条件確保



## 6. 通常時の作業同様、適切な安全管理の実施

- 責任者の適正配置、十分な連絡調整
- 作業開始前のKYミーティング、作業責任者による現場巡視
- 作業計画に基づく慎重な作業  
(適切な作業計画・作業手順の策定と周知・順守)
- 雇入れ時や新規入場時の安全衛生教育の適切な実施
- 労働者の習得状況に応じた無理のない作業分担



## 7. 人夫出しの禁止、賃金不払いの防止、労災かくしの防止

- 請負契約が適正であるか確認  
(単純労働の労務のみを行う事業者に請け負わせない)
- 雇入れ通知書・賃金支払状況の確認
- 労災かくしは犯罪であることの周知徹底



## 8. 過重労働による健康障害の防止

震災復旧・復興工事の増大に伴い、作業員不足や厳しい工期設定等の理由から過重労働の増加が懸念されます。以下の事項を徹底し、過重労働防止に努めましょう。

- 適正な労働時間管理の徹底
- 健康管理体制の整備及び健康診断の実施

## 9. 地震に対する事前の対策、地震後（震度4以上）の安全点検

東日本大震災以降、余震とみられる震度4以上の地震が頻発しております。現場ごとに以下の対策を徹底するとともに、下表に該当するものは、作業開始前の点検をお願いします。

- 地震・津波警報発令時等の災害発生時の対応マニュアルの策定と労働者への周知徹底  
(避難場所・避難方法等を定めておく必要があります。)
- 避難訓練の実施  
(車両の渋滞や暗い中での避難、携帯電話不通時の対応なども考慮する必要があります。)
- 防災用品等の整備  
(ラジオ・懐中電灯・非常食・飲料水など)



点検項目	関係法令	点検項目	関係法令
明り掘削における地山の点検	安全衛生規則第 358 条	林業架線設備の点検	安全衛生規則第 511 条
土止め支保工の点検	安全衛生規則第 373 条	足場の点検	安全衛生規則第 567 条
ずい道等の建設における地山の点検	安全衛生規則第 382 条	作業構台の点検	安全衛生規則第 575 条の 8
ずい道等の建設における可燃性ガスの濃度の点検	安全衛生規則第382条の2安	屋外クレーンの点検	クレーン等安全規則第 37 条
ずい道支保工の点検	安全衛生規則第 396 条	デリックの点検	クレーン等安全規則第 122 条
採石作業前の地山等の点検	安全衛生規則第 401 条	屋外エレベータの点検	クレーン等安全規則第 156 条

## 10. 悪天候時の作業中止基準等

強風・大雨・大雪等の悪天候時については、足場、型枠支保工、クレーン等の組立作業を中止するほか、足場、地山掘削作業、屋外に設置されたクレーン等の点検を行う必要があります。

- 強風とは…10分間の平均風速が毎秒10m以上の風
- 暴風とは…瞬間風速が毎秒30mを越える風
- 大雨とは…1回の降雨量が50mm以上の雨
- 大雪とは…1回の降雪量が25cm以上の雪
- 中震以上の地震とは…震度4以上の地震※地震時の点検等は前記9による



### 【主な作業中止・点検に関する関係法令】

作業中止	関係法令	点検	関係法令
型枠支保工の組立等の作業	安全衛生規則第245条	明り掘削における地山の点検	安全衛生規則第358条
鉄骨の組立等の作業(高さ5m以上)	安全衛生規則第517条の3	土止め支保工の点検	安全衛生規則第373条
木造建築物組立等の作業(高さ5m位以上)	安全衛生規則第517条の11	採石作業の地山の点検	安全衛生規則第401条
高さ2m以上の箇所での作業	安全衛生規則第522条	足場の点検	安全衛生規則第567条
足場の組立等の作業(高さ5m以上)	安全衛生規則第564条	作業構台の点検	安全衛生規則第575条の8
クレーンの組立等の作業	クレーン等安全規則第33条	ゴンドラの点検	ゴンドラ等安全規則第22条

## 11. 季節に応じた現場での安全衛生対策

### ① 夏季における熱中症対策

- WBGT値(暑さ指数)の活用を活用した対策の徹底
- 休憩設備等の整備
- 作業時間の短縮、熱への順化期間の設定
- 水分・塩分の定期的な摂取
- 日常の健康管理及び定期健康診断結果等に基づく事後措置の徹底
- 熱中症に関する労働衛生教育の実施  
(症状・予防方法・救急処置・事例等)
- 緊急連絡網の作成および周知



### ② 冬季における安全対策

- 凍結時の転倒災害防止対策の徹底  
(凍結時に有効な靴の着用、融雪剤散布、敷きマットの設置等)
- 社有車、通勤車両のスタッドレスタイヤ早期着用徹底
- 日没が早くなるので、必要に応じ照明等を設置



## 12. 全国安全週間等における安全衛生管理活動の徹底

以下の週間においては、現場における安全点検や教育、安全大会の実施等、安全衛生管理に関する一層の取組を行いましょう。

- 全国安全週間：7月1日～7月7日(準備期間：6月1日～6月30日)
- 全国労働衛生週間：10月1日～10月7日(準備期間：9月1日～9月30日)
- 年末・年始労働災害防止強化運動：12月1日～翌年1月31日